大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を 改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成28年3月29日

大阪市会議長 東 貴 之 様

提出者

 荒木
 肇
 山本長助
 黒田當士

 加藤仁子
 西徳人
 明石直樹

 高山仁山中智子井上浩

(別 紙)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例の一部を 改正する条例

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例(平成20年大阪市条例 第94号)の一部を次のように改正する。

「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

説明

現在実施している政務活動費の月額の特例措置について、その期間を延長するため、 条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参照)

↓ 傍線は削除 ↓ 太字は改正

大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例(抄)

大阪市会政務活動費の交付に関する条例(平成13年大阪市条例第25号)に基づく政務活動費の月額は、平成25年3月1日から<u>平成28年3月31日</u>までの間において、同条

平成29年3月31日

例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の10に相当する額を減じた額とする。